

平成 30 年 7 月 17 日
東京都住宅供給公社

平成 30 年 7 月豪雨による被災者への都営、公社住宅の提供について

平成 30 年 7 月豪雨で被災された方に、下記のとおり都営住宅、公社住宅を提供することといたしましたので、お知らせします。

記

- 1 提供戸数 220 戸（都営住宅 170 戸、公社住宅 50 戸）
※ 受付期間終了後、1 週間程度で提供できます。
- 2 入居条件
 - (1) 入居資格
平成 30 年 7 月豪雨により、災害救助法の適用となった区域にお住まいの方で罹災証明書が発行された世帯をはじめ、住宅が損壊又は浸水するなど、居住継続が困難になった世帯
※ 確認書類
○ 市町村が発行する罹災証明書
(入居時に提出が難しい場合は後日の提出でも構いません。)
○ 運転免許証、健康保険被保険者証、パスポートなどご本人であることを確認できるもの。
 - (2) 使用期間
当面 6 か月（最長 1 年まで更新可能）
 - (3) 使用料・敷金・駐車場使用料
免除（光熱水費は自己負担となります。）
- 3 受付期間 第 1 次 平成 30 年 7 月 18 日（水）～平成 30 年 7 月 24 日（火）
受付時間 午前 9 時から午後 6 時まで（土日も受付します。）
※ 受付状況に応じて 2 回目以降の受付を行う予定です。
- 4 入居開始 受付期間終了後、概ね 1 週間程度で入居が可能となります。
※ お部屋にガスコンロ、照明器具、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、布団をご用意します。
- 5 申込・お問い合わせ先
『平成 30 年 7 月豪雨被災者受付窓口』
電話 03-3409-4522（7 月 18 日（水）の受付開始から）